

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作：在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に
Author(s)	近藤, 貴明
Citation	史学研究, 302 : 1 - 23
Issue Date	2019-04-19
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055652
Right	
Relation	



恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作

——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする 履歴資料整備を中心に——

近藤 貴明

1 はじめに

1945年9月2日の降伏文書調印により、さきの大戦が終結を迎えると、明治建軍期以来、約70年の伝統を誇った日本陸軍は解体されるに至った。この時、職業軍人である将官将校のすべてが軍籍を離れることを余儀なくされたが、ごく一部の高級将校については、陸軍解体に伴う残務処理に従事するため、暫定的省庁である第一復員省に籍を置くことを許された。このようにして失職を逃れた高級将校の中から、後年、陸上自衛隊の高級幹部や厚生省の援護官僚に転身する者が現れたことは一般的によく知られており、彼ら自身による著作や評伝を紐解けば、第一復員省における地位やその後の経歴について、多くの情報を得ることができる。代表的な著作としては、高山信武（元陸軍省軍務局軍事課員、陸上幕僚副長で退官）の著作（2001年）⁽¹⁾、井本熊男（元第2総軍参謀、陸上自衛隊幹部学校長で退官）の回想（2004年）⁽²⁾、美山要蔵（元陸軍省副官、厚生省援護局次長で退官）の評伝（2009年）⁽³⁾等が知られており、また、概略に留まるものの、旧陸海軍大佐11人の警察予備隊への入隊経緯について触れた読売新聞戦後史班の再軍備史（1981年）⁽⁴⁾や、いわゆる服部グループの軌跡を明らかにした荒敬の所収論文（1995年）⁽⁵⁾も、予備知識を得る上で有用である。

戦後、防衛あるいは援護の各行政分野に歩を進めた高級将校が多い中で、きわめて稀な事例ではあるが、総理府の恩給官僚として、長年にわたって恩給行政に携わることになった人物がいる。すなわち、本稿で取り上げる白井正辰（しらいまさとき）は、陸軍中佐・陸軍省軍務局軍務課員として終戦を迎え、戦後、第一復員省や厚生省を経たのち、1955年に総理府恩給局へ移り、約16年間にわたって課長職を歴任、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、恩給行政を推進した人物として知られている。他方、今日において、白井の名を有名なものとしているのが、恩給局課長として在任中に執筆した数々の恩給法関連著作である。とくに、1965年に出版された白井の単著『図説恩給読本』⁽⁶⁾は、元総理府恩給局次長の小谷宏三の言葉を借りれば、「〔恩給法の〕法律問題が生じた場合には〔中略〕参照を怠ってはならないのがこれら先人の労作であらう」⁽⁷⁾と評されるほどの名著であり、恩給行政専門誌『恩給』で発表した多数の論考（1961年—1994年）と併せて、元内閣法制局長官の

林修三に「恩給関係の法令のわかりにくさについて、その代表的地位を占めるものは、旧軍人、軍属関係のものであろう」⁽⁸⁾と言わしめた恩給法の構造と実務を理解する上で、白井の一連の著作は確固たる地位を築いているといっても過言ではない。

一方、戦後社会保障制度の一翼を担った恩給制度の歴史については、これまで数多くの著作が世に送り出されてきたこともあり、恩給法の変遷を中心に、その詳細がかなり明らかにされている。定評あるいくつかの基本的文献を挙げれば、まず、総理府恩給局が刊行した『恩給制度史』(1964年)⁽⁹⁾と『恩給百年』(1975年)⁽¹⁰⁾の2冊は、詳細な前史を含む恩給法制定過程、各種原典資料(審議会意見・調査会意見・国会提案理由説明)を引用した恩給法改正経緯、広範にわたって収録された恩給関係主要法規集等、恩給法の沿革を詳細に記した「正史」的大著として知られている。さらに、高塩純子の一連の論文(2013年-2016年)⁽¹¹⁾は、明治期から平成期にかけての恩給制度を通史的立場から概観したものとして、前掲総理府恩給局が刊行した2冊の後継著作に位置づけられる。和田任弘の論文(1985年)⁽¹²⁾は、軍人恩給受給権の可否を決定づける恩給法上の在職年加算制度について、戦前の制度隆盛期から戦後の制度復活期に至るまでの変遷を、恩給法の改正経過に注目して整理したものとして価値がある。また、赤澤史朗の論文(2010年-2012年)⁽¹³⁾は、1950年代の軍人恩給復活をめぐる政党・関係団体・大手新聞各社の論調や動向を精緻に描き出すことで、恩給法そのものの制度的記述に偏重しがちな恩給制度の関連著作に、新たな一石を投じた研究成果といえる。

このように、恩給制度の歴史については、先学による優れた一連の著作が存在することから、これに新たな学問的知見を付け加えるのは容易なことではない。浅学のそしりを受けることを覚悟の上で、あえてこれに挑むとすれば、軍人恩給制度の要諦である在職年加算制度と履歴資料整備との関係を、史料論の立場から整理した成果を付け加える必要がある。戦後における在職年加算制度は、戦前由来の加算年復活と戦後における割増年新設の、2系統の段階的発展過程から成り立っているが、前者の加算年復活については、はじめに地域加算年(1961年)、つぎに職務加算年(1971年)の順で制度化が進められた。この点について、白井は「戦後20年近く経っての加算の復元であるから、いわば足どりによってわかる関係で調査が比較的容易な地域的の加算だけを認めることになった」と述べ⁽¹⁴⁾、高塩は「履歴等の資料の保存状況から裁定が比較的容易だった」⁽¹⁵⁾あるいは「履歴等の資料の保存整備の状況から比較的公平な給付が確保できたからである」⁽¹⁶⁾との見解を示している。しかしながら、履歴資料整備を担当する立場にあった厚生省が、1997年に刊行された援護行政史の中で、「それぞれの勤務につきその地域及び時期等によって加算率が異なるものであるため、従来の恩給業務とは比較にならない複雑困難な業務であった」⁽¹⁷⁾と記していることからわかるように、地域加算年を付加するにあたって必要不可欠な履歴資料整備は、決して容易な作業ではなかった。それにも関わらず、

恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）
管見の限り、前述の恩給法関連著作には、これらの点について掘り下げた記述はほとんどみられないことから、戦後における軍人恩給制度の正確な理解に資するためにも、史料論の立場から整理・検討を加えてみる必要がある。

この目的を達成するため、本稿では以下の順序で議論を進めていく。まず、本稿では白井正辰の著作を数多く引用することから、第3章・第4章を理解するための予備知識として、白井の経歴と恩給法関連著作を概観する。つぎに、恩給法特有の受給資格計算方法である在職年加算制度について、戦後における加算年廃止—加算年復活—割増年新設の一連の流れを、白井の的確かつ優れた表現を引用しながら整理を進めていく。最後に、陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備について、戦後におけるこれら史料の現存状況が及ぼした受給権判定への影響を、白井の史料解説を交えながらくわしくみていくことで、在職年加算制度を適正に運用するための基本的要件を明らかにしていきたい。

2 白井正辰の経歴と恩給法関連著作

白井正辰の経歴については、1980年代から2000年代にかけて出版された旧軍関係事典により、かなりの程度明らかにされている⁽¹⁸⁾。しかし、これらの文献のいずれもが、戦前・戦中における陸軍軍歴の紹介を中心としていることから、戦後における恩給官僚の経歴については、その詳細が明らかにされているとはいいがたい。本稿では、総理府恩給局課長としての白井の著述活動に焦点をあてていくことから、まずは第2章前半において、白井の経歴を正確に把握しておく必要がある。

白井の経歴を、前掲の旧軍関係事典に加え、官報・官僚事典・行政史を用いて整理すると、表1のとおりとなるが、これを戦前・戦中の陸軍高級将校期、戦後の援護官僚期・恩給官僚期に大別し、それぞれの時期における特徴を述べれば、つぎのとおりとなる。第一に、陸軍の高級将校として、白井は外地野戦軍参謀の資格で日中戦争に従軍したのち、陸軍中央に転じ、陸軍省軍務局軍務課では国内班長を務めるなど、一貫して陸軍のエリートコースを歩んだ。最終的には、内閣綜合計画局の参事官として、国内政策上の内閣—陸軍間の連絡役に抜擢されている⁽¹⁹⁾。第二に、終戦とそれに続く陸軍解体により、高級将校の経歴を断絶された白井は、戦後まもなく復員官庁に転じ、援護官僚として戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年）の施行事務や、軍人恩給復活（1953年）に伴う恩給請求書進達事務を経験した⁽²⁰⁾。第三に、40歳代半ばを迎えた1955年、白井は厚生省から総理府への出向を命じられ、以後、約16年間にわたって、恩給官僚として総理府恩給局の課長職を歴任し、最後は恩給局総務課長にまで上り詰めたあと、1972年に61歳で退官している。

ここで、白井の総理府恩給局における経歴をくわしくみておくこととしたい。ま

表1 白井正辰の経歴

年月日	年齢	経歴
1911年 2月		愛知県に生まれる
1931年 7月	(20歳)	陸軍士官学校卒業 (第43期)
10月	(20歳)	陸軍騎兵少尉・近衛騎兵連隊付
1932年 9月	(21歳)	陸軍騎兵学校乙種学生
1934年 3月	(23歳)	陸軍騎兵中尉
1936年 8月	(25歳)	陸軍士官学校教官
12月	(25歳)	陸軍大学校入学
1937年 8月	(26歳)	陸軍騎兵大尉
1938年12月	(27歳)	陸軍大学校卒業 (第51期)
1939年 3月	(28歳)	第18師団参謀
12月	(28歳)	第21軍参謀
1940年 2月	(29歳)	南支那方面軍参謀
9月	(29歳)	陸軍大尉 (昭和15年勅令第580号により)
1941年 3月	(30歳)	陸軍兵器本部付兼陸軍省軍務局付
4月	(30歳)	総力戦研究所研究生 (第1期)
8月	(30歳)	陸軍少佐
1942年 3月	(31歳)	陸軍省軍務局軍務課員
1944年 8月	(33歳)	陸軍中佐・陸軍省軍務局軍務課国内班長
1945年 4月	(34歳)	陸軍省軍務局軍務課員兼大本営陸軍部参謀
5月	(34歳)	内閣総合計画局参事官
8月	(34歳)	陸軍省軍務局軍務課員
12月	(34歳)	予備役編入、以後、第一復員省総務局・復員庁第一復員局・厚生省第一復員局・引揚援護庁復員局を経て
1951年10月	(40歳)	引揚援護庁復員局復員業務部復員相談所長
1953年 2月	(42歳)	引揚援護庁復員局復員業務部業務課長兼引揚援護庁援護局審査第五課長
1954年 4月	(43歳)	厚生省引揚援護局業務第一課長
1955年 9月	(44歳)	総理府出向・総理府恩給局第五課長
1963年 5月	(52歳)	総理府恩給局第一課長
1969年 8月	(58歳)	総理府恩給局審査課長
1970年 9月	(59歳)	総理府恩給局総務課長
1972年 3月	(61歳)	退官、以後、軍人恩給全国連合会会長・借行社会長を歴任
1998年 7月	(87歳)	死去

出典：引揚援護庁「昭和26年10月10日叙任及び辞令」『官報』第7431号、印刷庁、1951年 10月15日、313頁、引揚援護庁「昭和28年 2月25日叙任及び辞令」『官報』第7844号、大蔵省印刷局、1953年 3月 2日、21頁、日本官界情報社編『日本官界名鑑』中央編地方編、日本官界情報社、1954年、320頁、厚生省「昭和29年 4月 1日叙任及び辞令」『官報』第8198号、大蔵省印刷局、1954年 5月 4日、総理府「昭和30年 9月 1日叙任及び辞令」『官報』第8603号、大蔵省印刷局、1955年 9月 3日、78頁、厚生省「昭和30年 9月 1日叙任及び辞令」『官報』第8612号、大蔵省印刷局、1955年 9月14日、231頁、総理府「昭和38年 5月 1日叙任及び辞令」『官報』第10910号、大蔵省印刷局、1963年 5月 2日、15頁、総理府「昭和44年 8月12日人事異動」『官報』第12798号、大蔵省印刷局、1969年 8月13日、15頁、総理府「昭和45年 9月25日人事異動」『官報』第13132号、大蔵省印刷局、1970年 9月26日、14頁、総理府「昭和47年 3月31日人事異動」『官報』第13582号、大蔵省印刷局、1972年 4月 3日、10頁、厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』厚生省、1977年、506、508頁、厚生省50年史編集委員会編『厚生省50年史』資料篇、厚生問題研究会、1988年、93-94、96頁、佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ 歴史課陳述録—終戦史資料(上)—』原書房、2002年、258頁。

恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）
ず、白井が総理府恩給局に出向した経緯については、後年、白井自身が「昭和14年に私は第一線の師団参謀になりましたが、それは南支にあった第18師団で、その司令部に召集を受けた予備役主計中尉の三橋さんという方がおられました。この方が昭和19年から軍人恩給の復活後にわたって恩給局長をなさった三橋則雄さんであります〔中略〕三橋局長も、少し頑強な人を部下に持ちたいというので、私に復員局から恩給局へ来いということになったのであります」⁽²¹⁾と述べている。つまり、白井の陸軍時代における三橋との個人的つながりが、戦後に至って、白井の恩給官僚への道を開いたということになる。

つぎに、白井が歴任した総理府恩給局の課長職について、就任順にくわしく述べる。総理府出向後、白井が最初に任命された恩給局第五課長は、(1)恩給本簿の登録事務、(2)受給者の氏名索引カード・保管事務、(3)恩給証書の作成事務、(4)恩給原書の整理・保管事務を所掌する、1955年9月に新設されたばかりの組織であった⁽²²⁾。すなわち、白井は恩給局第五課の初代課長に就任したということになる。この恩給局第五課の業務について、白井は「昔の軍隊で云うと輻重兵と同じだね。各課で審査の上成案された原議をもとにして、証書を作成して、貯金局や、請求者に送付したり、原票や原議の整理、照会文の回答、各課の審査に必要な原書の貸出しなど。何れも、各課の仕事の後始末と盛り上げ役と云ったところだからね。従って、各課から流れる件数によって仕事が左右されると云う特長を持っている」⁽²³⁾という発言を残している。その後、約8年間在籍した恩給局第五課長を離れ、1963年5月に就任した恩給局第一課長は、(1)文官恩給等の受給権裁定事務、(2)傷病恩給の受給権裁定事務、(3)恩給金額の改定・更正事務を所掌する組織であり、軍人恩給復活に伴う1953年8月の恩給局組織改正で、従来の審査課を増強するために設置された審査系4課のひとつであった⁽²⁴⁾。このうち、50歳代後半を迎えた白井は、1969年8月に恩給局審査課長に転じて恩給法総括事務（(1)恩給関係法令の制定・改正事務、(2)訟務事務、(3)恩給支給事務の総括）を監督⁽²⁵⁾、1970年9月、最後の官職である恩給局総務課長に就任、局内の筆頭課長として、各課業務配分・業務実施時期・人員補充に辣腕を振るった⁽²⁶⁾のち、1972年3月に総理府を退官した。

以上を踏まえた上で、白井が執筆した恩給法関連著作一覧（表2）をみてみると、白井が置かれたその時々の立場を反映した、恩給官僚としてのメッセージ性が強い著作が多いことに気づかされる。第2章後半では、白井の経歴に関連づけた時期区分——（i）恩給局第五課長期、（ii）恩給局第一課長期、（iii）恩給局審査・総務課長期、（iv）団体役員期——に沿って、白井が執筆した恩給法関連著作の特徴を述べていくこととしたい。

まず、（i）恩給局第五課長期においては、恩給原書の解説（No.1、No.3）や恩給局課長7人による座談会（No.5）にみられるように、恩給局第五課の所掌事務を反映した著作が発表された一方で、恩給法実務に精通した白井の代表作も、この時

表2 白井正辰の恩給法関連著作一覧

No.	表題	出版年月	掲載誌（頁）等
1	恩給原書物語	1961年11月	『恩給』第3号（28-30頁）
2	加算を中心とした軍歴証明	1962年1月	『恩給』第4号（15-21頁）
3	続恩給原書物語	1962年7月	『恩給』第7号（26-27頁）
4	恩給教室（第1回）－（最終回） ※連載17回	1962年11月－1965年7月	『恩給』第9号（24-29頁）、『恩給』第10号（28-33頁）、『恩給』第11号（40-45頁）、『恩給』第12号（33-41頁）、『恩給』第13号、『恩給』第14号（27-32頁）、『恩給』第15号、『恩給』第16号、『恩給』第17号、『恩給』第18号（31-36頁）、『恩給』第19号（31-36頁）、『恩給』第20号（29-36頁）、『恩給』第21号（31-37頁）、『恩給』第22号（30-37頁）、『恩給』第23号（31-37頁）、『恩給』第24号（31-37頁）、『恩給』第25号（28-37頁）
5	恩給局の業務をめぐって	1963年5月	『恩給』第12号（12-19頁）
6	こぼればなし	1963年5月	『恩給』第12号（42頁）
7	傷病恩給再審査から	1964年11月	『恩給』第21号（16-21頁）
8	だだちの耳	1965年1月	『恩給』第22号（7頁）
9	3年8ヶ月目の沖縄	1965年3月	『恩給』第23号（23-25頁）
10	図説恩給読本	1965年12月	白井正辰著、大蔵省印刷局発行（全329頁）
11	傷病恩給に関してお伝えしたいこと	1966年9月	『恩給』第32号（14-18頁）
12	文官恩給に算入される軍人加算年	1967年1月	『恩給』第34号（9-16頁）
13	昭和35年4月以後退職した者の恩給の改定について	1967年11月	『恩給』第39号（2-7頁）
14	傷病恩給用語考	1968年3月	『恩給』第41号（24-29頁）
15	改定を終り、改定をむかえる	1968年7月	『恩給』第43号（20-25頁）
16	戦後における恩給法改正の経過（1）-（4） ※連載4回	1970年1月－1970年7月	『恩給』第52号（12-17頁）、『恩給』第53号（26-29頁）、『恩給』第54号（16-19頁）、『恩給』第55号（18-23頁）
17	藍綬褒章を拝受して	1970年7月	『恩給』第55号（8-13頁）
18	矢倉前局長を偲んで	1970年9月	『恩給』第56号（2-11頁）
19	指定医療機関による検診について	1971年1月	『恩給』第58号（17-22頁）
20	恩給法と援護法（1）-（2） ※連載2回	1972年3月－1972年5月	『恩給』第65号（8-16頁）、『恩給』第66号（17-28頁）
21	恩給への昔の軍の物語り（1）-（6） ※連載6回	1979年3月－1980年1月	『恩給』第107号（16-21頁）、『恩給』第108号（18-23頁）、『恩給』第109号（8-13頁）、『恩給』第110号（26-31頁）、『恩給』第111号（12-17頁）、『恩給』第112号（12-17頁）
22	恩給局開局100年に想う	1984年1月	『恩給』第136号（21-29頁）
23	昔の陸軍の制度について（1）-（完） ※連載6回	1988年9月－1989年7月	『恩給』第164号（20-23頁）、『恩給』第165号（12-15頁）、『恩給』第166号（20-23頁）、『恩給』第167号（22-25頁）、『恩給』第168号（22-25頁）、『恩給』第169号（22-25頁）
24	昔の陸軍こぼれ話（1）-（6） ※連載6回	1992年5月－1993年3月	『恩給』第186号（36-37頁）、『恩給』第187号（38-39頁）、『恩給』第188号（36-37頁）、『恩給』第189号（36-37頁）、『恩給』第190号（36-37頁）、『恩給』第191号（34-35頁）
25	『恩給』誌あれこれ	1994年9月	『恩給』第200号（30-31頁）
26	戦後50年に恩給制度120年を思う	1995年10月	恩給120年の歩み編集委員会編『恩給120年の歩み』所収、総務庁恩給局発行（46-47頁）

恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）
期に執筆が行われた。すなわち、第3章で取り上げる『図説恩給読本』の元となった「恩給教室」（No.4）は、1962年11月（『恩給』第9号）より執筆が開始され、連載17回を数える大作となった。また、「加算を中心とした軍歴証明」（No.2）は、在職年加算を施す上で基礎となる履歴資料整備を伴う軍歴証明について、原簿となる陸軍兵籍簿の史料解説を中心に書かれた、陸軍兵籍簿史料論の先駆けともいえるべき著作である。

つづいて、(ii) 恩給局第一課長期においては、同課が所掌する傷病恩給事務や恩給金額改定事務に関する著作が数多く執筆されている。とくに、傷病恩給事務については、審査実務（No.7、No.11）や難解とされる恩給行政用語の解説（No.14）のように、専門性の高い著作が次々と発表されたが、白井自身、傷病恩給行政に特別な思い入れがあったようで、傷病恩給請求者家族の切実な心情を紹介した「だだちゃの耳」（No.8）について、後年、白井は「今に忘れ得ない私の投稿〔中略〕聴力障害の経過に関しこれほどすらすらと心証を得たことは稀である」⁽²⁷⁾と語っている。また、白井の代表的著作である『図説恩給読本』（No.10）も、この恩給局第一課長期に発表された。すなわち、前掲「恩給教室」（No.4）に加筆する形で、総理府総務副長官の古屋亨と総理府恩給局長の矢倉一郎の序文を添え、図表121点を含む329頁の規模で、1965年12月、大蔵省印刷局から出版されている。

(iii) 恩給局審査・総務課長期には、恩給法総括担当課あるいは恩給局内筆頭課を率いる白井の立場を反映した著作が多数書かれた。代表的なものを挙げれば、1962年11月—1965年7月に連載した「恩給教室」（No.4）以来、2度目の連載となる「戦後における恩給法改正の経過」（No.16）が発表され、恩給法改正を含む関係法約40本（1946年—1970年）について、時系列に沿った解説を加えている。一方、恩給法と戦傷病者戦没者遺族等援護法との相互関連性を説明した「恩給法と援護法」（No.20）は、恩給官僚としての白井最後の著作となった。

総理府を退官後、白井が『恩給』誌上において再び筆をとるのは、1970年代後半—1990年代前半のことである。白井が軍人恩給全国連合会会長や偕行社会長の座にあった(iv) 団体役員期には、総理府在職時と作風が一変し、陸軍に関する著作が多くを占めるようになった。「恩給への昔の軍の物語り」（No.21）や「昔の陸軍の制度について」（No.23）は、陸軍制度の解説を目的に書かれたもので、初心者でも理解しやすいような様々な工夫が施されていた。さらに、白井最後の連載となった「昔の陸軍こぼれ話」（No.24）は、専門的な表現を一切避け、コラム的な作風を採ることで、読者の理解を容易にしている。1994年9月、白井83歳の時に執筆された「『恩給』誌あれこれ」（No.25）は、『恩給』第3号（1961年11月発行）以来、約30年間にわたって寄稿し続けてきた『恩給』誌上における最後の著作となった。内容についても異色なものとなっており、『恩給』の編集・発行の裏話を紹介するとともに、これまでの自らの著述活動について、「実は私の投稿は、60回にのぼっておりますが、

おそらくそれはトップであろうと思いますので、質を量で補って『恩給』誌への協力となったことを光榮とするものであります」⁽²⁸⁾と振り返るなど、数多くの恩給法解説を世に送り出してきた白井の、『恩給』誌上における最後を締めくくる象徴的な著作といえる。

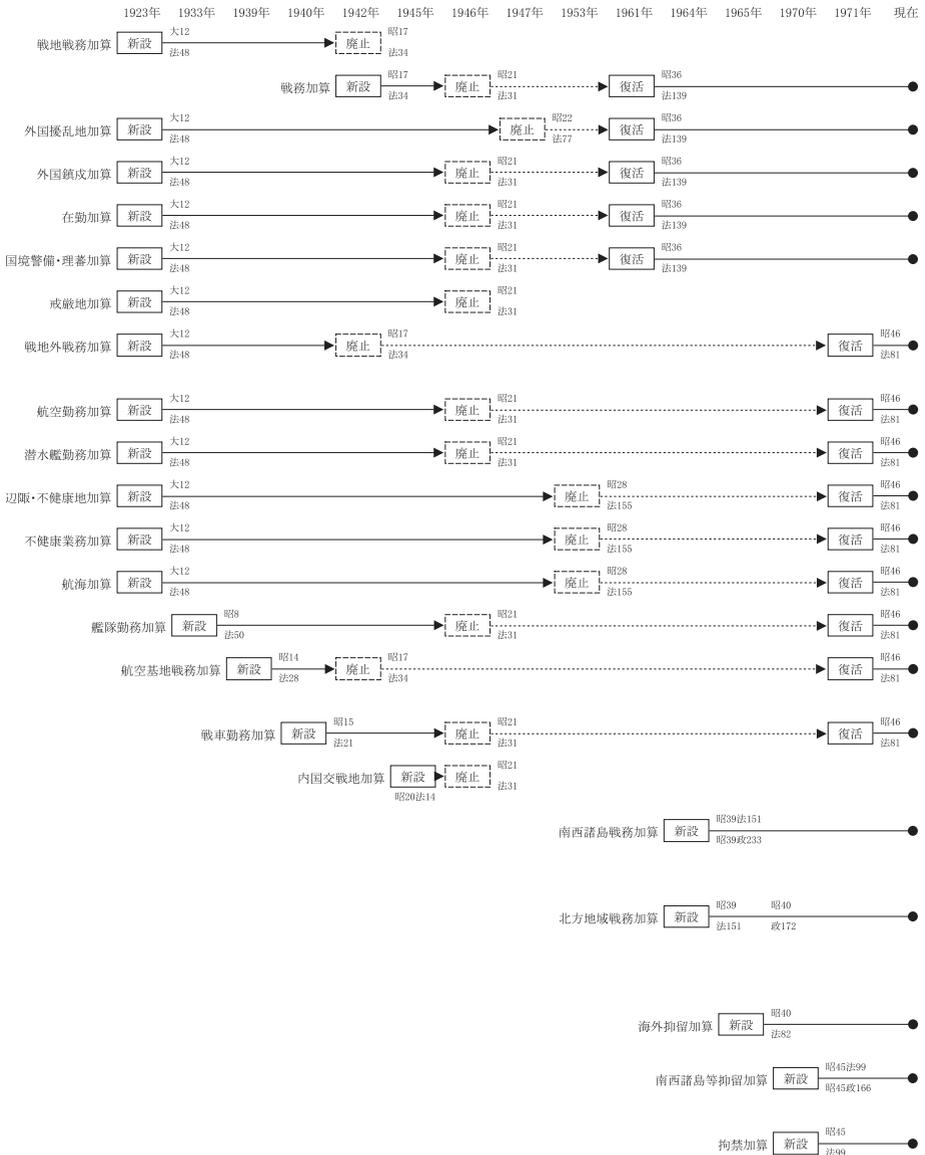
白井の恩給法関連著作が持つ最大の特徴は、難解とされる恩給法と高度の専門性を要求される恩給行政事務について、専門知識がない読者でも接近・理解できるよう、図表を多数織り交ぜ、時事の話題を交えながら記述するスタイルに徹したことである。とくに、白井が数多く取り組んだ連載（No.4、No.20—No.21、No.23—No.24）において、この傾向が顕著である。また、白井が恩給官僚の立場で執筆した恩給法関連著作は、1960年代—1970年代前半に集中しており、改正に改正を重ねた在職年加算制度に代表されるように、戦後における軍人恩給制度が急速に整備・発展した時期であった。そのような意味において、白井の著述活動は戦後の恩給法が歩んだ道程を、「同時代人」の視点から見つめ続けてきた成果といえることができる。白井最後の著作であり、死の約3年前に書かれた「戦後50年に恩給制度120年を思う」（No.26）には、総理府恩給局の課長職を歴任してきた恩給官僚としての総括の言——(1)軍人恩給の復活、(2)恩給制度の諸改革、(3)戦傷病者戦没者遺族等援護法の相互運用、(4)戦後恩給制度の政治化、(5)現業機関としての総理府恩給局の発展——が述べられているが⁽²⁹⁾、長年にわたって恩給法関連著作を発表してきた白井の言葉であるからこそ、読者に強い説得性を与えているといえよう。

3 在職年加算制度の変遷

第3章で取り上げる在職年加算制度は、軍人恩給受給権の可否を決定するにあたって行われる在職年計算に使用される、恩給関係法令によって法的基盤が確立された仮想年体系のことである。現行の恩給法において、軍人恩給を生涯にわたって受給するためには、兵・下士官として12年以上の在職年が必要であるが、在職年は実在職年と加算年の合計で導き出されることから、在職年計算を施すにあたり、加算年付加の軽重が強い影響力を持つことはいままでもない。この在職年加算制度の変遷については、**図1**に表すとおりであるが、全体の流れとして、1923年の恩給法制定時に12種類の加算年が創設され、戦前・戦中に加算年が拡大されたものの、戦後まもなく加算年の大半が削除、その後、高度経済成長期の加算年復活あるいは割増年新設により、現在の19種類の加算年を整えるに至ったと要約することができる。

それでは、戦後軍人恩給制度の発展に少なからず影響を与えた現行の在職年加算制度は、戦後におけるその法的基盤をどのように形成してきたのであろうか。第3章では、在職年加算制度の性質に注目し、第一に、戦前由来の加算年（地域加算年・職務加算年）の復活、第二に、戦後における加算年に準じた割増年新設について、

図1 在職年加算制度の変遷



参照法令：恩給法（大正12年法律第48号、昭和8年法律第50号、昭和14年法律第28号、昭和15年法律第21号、昭和17年法律第34号、昭和20年法律第14号、昭和21年法律第31号、昭和22年法律第77号、昭和28年法律第155号、昭和36年法律第139号、昭和39年法律第151号、昭和40年法律第82号、昭和45年法律第99号、昭和46年法律第81号）、恩給法の一部を改正する法律附則第24条の關係政令（昭和39年政令第233号、昭和40年政令第172号、昭和45年政令第166号）。

[恩給法および関係政令の条文]

- 参考** 公務員其の職務を以て従軍したるときは左記各号の規定に依り加算す
1 戦地に在りて職務に服したるときは従軍期間の1月に付3月(法32条1項1号)
- 復活前** 戦争又は戦争に準ずべき事実に際し公務員其の職務を以て戦務に服したるときは其の期間の1月に付3月以内を加算す(法32条1項)
- 復活前** 公務員外国の交戦又は擾乱の地域内に於て職務を履みす其の職務を以て勤務したるときは在勤期間の1月に付2月を加算す(法33条1項)
- 復活前** 公務員外国領域に服したるときは其の期間の1月に付1半月以内を加算す(法35条)
- 復活前** 公務員其の職務を以て台湾、朝鮮、関東州、樺太又は南洋群島に一定の期間引続き在勤したるときは当分の内在勤期間の1月に付半月以内を加算す(法91条1項)
- 復活前** 公務員其の職務を以て帝国若は満州国の国境警備又は理蕃の為危険地域内に勤務したるときは当分の内在勤期間の1月に付2月以内を加算す(法92条1項)
- 参考** 公務員戒厳地域内に於て危険を履みす其の職務を以て勤務したるときは其の期間の1月に付2月を加算す(法34条1項)
- 復活前** 公務員其の職務を以て従軍したるときは左記各号の規定に依り加算す(中略)
3 前号に掲ぐるものを除くの外戦外地に在りて職務に服したるときは其の期間の1月に付1月(法32条1項3号)
- 復活前** 航空機乗員たる公務員其の職務を以て航空勤務に服したるときは其の期間の1月に付2月以内を加算す(法36条)
- 復活前** 潜水艦乗員たる公務員其の職務を以て在役潜水艦の勤務に服したるときは其の期間の1月に付2月以内を加算す(法37条)
- 復活前** 公務員其の職務を以て辺陲又は不健康の地域に引続き1年以上在勤したるときは其の期間の1月に付1月以内を加算す(法38条1項前段)
- 復活前** 不健康なる業務に引続き6月以上服務したるとき亦同し(法38条1項後段)
- 復活前** 海上勤務に服する公務員其の職務を以て遠洋航海を為したるときは其の期間の1月に付3分の1月を加算す(法39条1項前段)
- 復活前** 1年以上引続き編隊艦船に乗じて上陸訓練の下に準教練に服したるとき亦同し(法39条1項後段)
- 復活前** 公務員其の職務を以て従軍したるときは左記各号の規定に依り加算す(中略)
2 戦外地に在りて航空部隊に属し航空基地に於て特殊の職務に服したるときは其の期間の1月に付3月(法32条1項2号)
- 復活前** 戦車乗員たる公務員其の職務を以て戦車に搭乗し戦車勤務に服したるときは其の期間の1月に付半月以内を加算す(法37条の2)
- 参考** 公務員外国の交戦の地域内に於て危険を履みす其の職務を以て勤務したるときは其の期間の1月に付2月以内を加算す(法33条の2)
- 新設** 5 法律第31号による改正前の恩給法第32条第1項に規定する服務をした旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の服務期間(当該期間中の在職年につき前項第1号に掲げる加算年が附せられることとなっている場合を除く。)で政令で定めるものについて在職年を計算する場合においては、政令で定めるところにより、当該在職期間の1月につき3月以内の月数を加えたものによる。(法附則24条5項)
- 新設** 恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号。以下「法律第155号」という。)附則第24条第5項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の服務期間で政令で定めるものは、これらの者が次の表の上欄に掲げる地域又はその港域において戦闘力構成に参加従軍していた期間で同表の中欄に掲げる期間内におけるものとし、同項の規定により当該服務期間について在職年を計算する場合に加えられる月数は、当該服務期間の1月につき同表の下欄に掲げるとおりとする。(政1条)
- 新設** 6 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和20年9月2日から引続き海外にあつた者の旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合においては、同日後帰国するまでの在職期間の1月につき1月の月数を加えたものによる。(法附則24条6項)
- 新設** 7 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和20年9月2日から引続き政令で定める地域にあつた者で、前項に規定する在職期間と同視すべき在職期間を有するもの旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合においては、当該在職期間の1月につき1月の月数を加えたものによる。(法附則24条7項)
- 新設** 恩給法の一部を改正する法律附則第24条第7項に規定する政令で定める地域は、南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島、南鳥島及び千島列島の地域とする。(政1条)
- 新設** 2 前項の規定により拘禁前の公務員として在職年に加えられることとなる年月数中に海外において拘禁された期間がある場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)における在職年の計算については、同項の規定により計算された在職年に、当該海外において拘禁された期間の1月につき1月の月数を加えたものによる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。(法附則24条の3-2項)

復活後

- 4 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎に在職年を計算する場合においては、第2項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎に在職年に算入するものとする。
1 法律第31号による改正前の恩給法第32条の規定により附すべき加算年(恩給法の一部を改正する法律(昭和17年法律第34号)による改正前の同条第1項第2号及び第3号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算年を除く。)
2 法律第31号による改正前の恩給法第33条の規定により附すべき加算年
3 法律第31号による改正前の恩給法第35条の規定により附すべき加算年
4 法律第31号による改正前の恩給法第91条の規定により附すべき加算年
5 法律第31号による改正前の恩給法第92条の規定により附すべき加算年(法附則24条4項)

復活後

- 9 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎に在職年を計算する場合においては、第2項の規定にかかわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎に在職年に算入するものとする。
1 法律第31号による改正前の恩給法第32条の規定により附すべき加算年(第4項第1号に掲げる加算年を除く。)
2 法律第31号による改正前の恩給法第36条から第39条までの規定により附すべき加算年(法附則24条9項)

南西諸島(沖縄本島を除く。)	昭和19年10月10日から 昭和20年 9月 2日まで	2月
	昭和19年10月10日から 昭和20年 3月31日まで	2月
沖縄本島	昭和20年 4月 1日から 昭和20年 6月30日まで	3月
	昭和20年 7月 1日から 昭和20年 9月 2日まで	2月
満州、樺太、北緯38度以北の朝鮮	昭和20年 8月 9日から 昭和20年 9月 2日まで	3月

出典：白井正辰「図説恩給読本」大蔵省印刷局、1965年、90-102、273-276頁、和田任弘「わが国の旧軍人恩給制度の変遷について(上)―在職年数加算制度を中心に―」『レファレンス』第35巻第4号、1985年4月、41-50頁、和田任弘「わが国の旧軍人恩給制度の変遷について(下)―在職年数加算制度を中心に―」『レファレンス』第35巻第5号、1985年5月、56-58、67-74、77-80頁、高塩純子「恩給制度の概要及びその変遷(2・完)」『自治研究』第89巻第7号、2013年7月、45-47頁、高塩純子「恩給制度の概要と変遷(4・完)」『自治研究』第92巻第4号、2016年4月、74-77頁。

白井の『図説恩給読本』からの引用を交えながら、整理を進めていくこととしたい。

第一に、戦前由来の加算年復活についてであるが、適用実例がなく復活させても意味がない戒厳地加算と内国交戦地加算を除き⁽³⁰⁾、戦後の高度経済成長期にそのすべてが復活したが、その制度化において、はじめに地域加算年（1961年）を復活させたのち、職務加算年（1971年）を復活させるという手法が採用された。順を追って整理すると、1961年6月16日、第二次池田勇人内閣期に公布された「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和36年法律第139号）⁽³¹⁾によって、白井が「地域加算」と称する⁽³²⁾5種類の加算年が制定された。各地域加算年について列挙すれば、(1)戦争や事変において職務に服した際の「職務加算」、(2)外国の交戦・擾乱地域内で勤務した際の「外国擾乱地加算」、(3)外国鎮戍に服した際の「外国鎮戍加算」、(4)本土以外の国内地域（台湾・朝鮮・関東州・樺太・南洋群島）において在勤した際の「在勤加算」、(5)国境警備・理蕃のため危険地域内で勤務した際の「国境警備・理蕃加算」となる。このうち、加算年の名称や恩給法の条文だけでは判然としない「外国鎮戍加算」と「国境警備・理蕃加算」について、白井は「外国鎮戍加算とはいわば外国における守備すなわち満州の守備、海軍の通商航海条約の保護などにつけられた加算である」⁽³³⁾および「〔国境警備・理蕃加算は〕日本、満州国における国境警備または台湾における理蕃勤務に服したとき〔中略〕加算する」⁽³⁴⁾と解説を付け加えており、さらに満州国を対象とした地域加算については、別稿において「職務加算、擾乱地加算、国境警備加算、外国鎮戍加算（1月につき1.5月のものと、1月のもの）がさくそうして、きわめて複雑となっている」⁽³⁵⁾との見解を示している。

つづいて、地域加算年復活から10年後の1971年5月29日、第三次佐藤栄作内閣期に公布された「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和46年法律第81号）⁽³⁶⁾により、職務加算年の復元が実現したが、その内容は6種類と多岐にわたるものであった。具体的に述べると、(1)航空機乗員を対象とする「航空勤務加算」、(2)潜水艦乗員を対象とする「潜水艦勤務加算」、(3)不健康業務に6ヶ月以上服した際の「不健康業務加算」、(4)遠洋航海に従事した際の「航海加算」、(5)艦隊勤務に1年以上服した際の「艦隊勤務加算」、(6)戦車乗員を対象とする「戦車勤務加算」と、陸軍関係のみならず海軍関係の専門的職務にも対応するものであった。『図説恩給読本』は職務加算年復活前の出版であることから、地域加算年と比べ、職務加算年に関する記述が簡潔である感は否めないが、かつて陸軍中佐であった白井の「〔「航空勤務加算」の制定にあたり〕当時の恩給局職員が下志津や、所沢や、霞ヶ浦に出向いて苦しい搭乗体験をされたとの語り草が伝えられている」⁽³⁷⁾という記述は、興味深いものがあるといえよう。同時に、1961年には見送られた若干の地域加算年についても、1971年の職務加算年復活と並行して制度化された。すなわち、(1)「戦地外職務加算」、(2)「辺陲・不健康地加算」、(3)「航空基地職務加算」の3種類である。

第二に、加算年に準じた割増年の新設についてであるが、白井が述べるところ、「従

前なかった加算を新たに加えようとする場合の法文は、一ひねりされている」⁽³⁸⁾とする立法技術を用い、3期にわたって段階的に制度化が図られた。くわしく述べると、第1期における「南西諸島戦務加算」と「北方地域戦務加算」は、沖縄戦の戦場となった南西諸島や、ソ連軍が侵攻した満州国を対象としたもので、大戦末期のため恩給法体系に組み込めなかったものを⁽³⁹⁾、1964年7月6日、第三次池田勇人内閣期に公布された「恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(昭和39年法律第151号)⁽⁴⁰⁾により制度化したものであった。つぎに、第2期における「海外抑留加算」は、終戦により海外に取り残された陸海軍人を対象に、降伏文書調印の1945年9月2日から帰国するまでの期間を加算する制度で、1965年5月25日、第一次佐藤栄作内閣期の「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和40年法律第82号)⁽⁴¹⁾により成立している。最後の第3期においては、1970年5月26日、第三次佐藤栄作内閣期に公布された「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和45年法律第99号)⁽⁴²⁾によって2種類の割増年が設けられた。詳述すると、(1)「南西諸島等抑留加算」は「海外抑留加算」と同一期間において、南西諸島・小笠原諸島・硫黄列島・南鳥島・千島列島を対象地域として加算するものであり、一方、(2)「拘禁加算」は戦犯を対象とし、海外における拘禁期間について加算を付すものであった。

戦後における在職年加算制度の変遷について、その背景には、軍人恩給廃止(1946年)を境とする、既裁定者と未裁定者の間の処遇格差をなくすという方針の下、数次にわたる調査会や審議会の提言を受け、恩給法の改正を繰り返してきたことは、一般的によく知られているところである⁽⁴³⁾。また、戦後軍人恩給制度の復活や増額をめぐって、政府に働きかけを行った軍恩連盟全国連合会の存在も見逃せない⁽⁴⁴⁾。そして、現行の恩給法をみればわかるように、加算年を規定するために設けられた条文(第31条―第40条、第91条―第92条)は削除されたままであり、加算年復活あるいは割増年新設にあたっては、恩給法附則で補記する手法を採用することで、戦後軍人恩給制度の根柢となる法体系を発展させてきた。しかしながら、元内閣法制局長官の林修三が「〔軍人恩給復活に批判的な意見も相当強かったことから〕現在みられるように、恩給法の一部改正法律の附則の中に入れてしまったのだと記憶する。いまから考えると、旧軍人軍属関係の恩給法規は、一つの単独の法律にまとめて規定するという方式をとればよかったのであって、そうすれば、いまよりはよほどわかりやすいものになっていたであろうとくやまれる」⁽⁴⁵⁾と述べているように、戦後軍人恩給制度関連の条文は難解・複雑なものが多いとされる。この点について、白井は著書の中で、「過去の在職年を計算する場合においては、その時期、時期の規定がそのまま適用されるのが本則であって〔中略〕ある規定を附加して適用される場合もあるが、いずれにしても、『削除』とある条文が、現行のものと同様にものをいっていることを知っておかねばならない」⁽⁴⁶⁾あるいは「〔割増年は〕法理上厳密に言えば加算年ではないが、取り扱いのうえでは〔恩給法附則第24条の〕

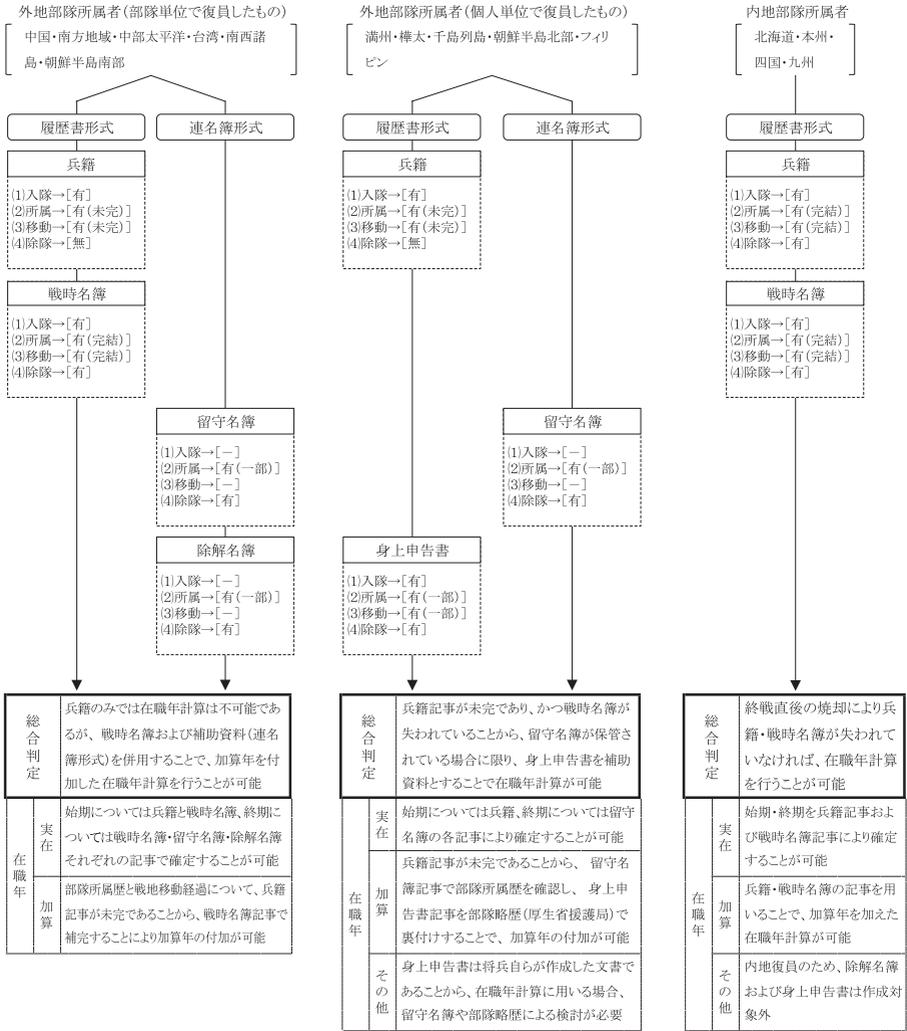
恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）第4項の第1号（職務）または第3号（外国鎮戍）の加算とみなす」⁽⁴⁷⁾と、恩給法に明るくない者でも理解しやすいよう、難解な表現を排した解説を加えている。それでは、恩給行政の実務において、軍人恩給受給権の可否を決定づける在職年計算、すなわち、実在職年およびそれに乗じて付加される地域加算年・職務加算年・割増年は、どのような原簿を元にして行われたのであろうか。次章では、軍人恩給請求書の進達官庁である厚生省が担任した履歴資料整備について、原簿となった陸軍兵籍簿を中心に、史料論の視点からくわしくみていくこととしたい。

4 陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備

戦後における軍人恩給制度の発展を語る上で、在職年加算制度の変遷とともに見逃せないのが、陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備である。陸軍公式の軍用履歴書である陸軍兵籍簿は、陸軍兵籍と陸軍戦時名簿からなり⁽⁴⁸⁾、本来であれば記事が完結しているはずであるが、終戦時の混乱により、記事が未完結あるいは陸軍兵籍簿そのものが散逸してしまったため、戦後の軍人恩給復活時、在職年計算の前提となる履歴資料整備に多くの困難が生じることとなった。このことについて、白井は「〔履歴資料整備後の成果物としての〕軍歴証明の仕事は、勿論、恩給局の所管ではなく、厚生省援護局と都道府県の世話課等の担任となっている〔中略〕援護局に向いて、業務の模様を聞けば聞く程、大変困難な仕事である」⁽⁴⁹⁾と述べているが、厚生省が担任した履歴資料整備とは、どのようなものであったのであろうか。第4章では、陸軍兵籍簿の現存状況に着目し、履歴資料整備を体系化した図2を元に、(1)部隊単位で復員した外地部隊所属者、(2)個人単位で復員した外地部隊所属者、(3)内地部隊所属者の別にくわしくみていくことで、在職年加算制度を適正に運用するための基本的要件を明らかにしていきたい。

終戦により、海外には数百万の陸軍将兵が取り残されたが、そのうち、中国（約105万6千人）や台湾・南西諸島（約16万9千人）をはじめ、南方地域・中部太平洋・朝鮮半島南部に派遣された諸部隊の多くは、建制を崩されることなく、部隊単位で日本本土に復員できたことから⁽⁵⁰⁾、陸軍兵籍簿の現存状況は比較的良好である。その理由は、終戦直後から多数発出された諸規定——「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」（昭和20年陸密第5908号）⁽⁵¹⁾・「外地部隊留守業務処理要領」（昭和20年陸普第1880号）⁽⁵²⁾・「外地部隊の者の戦時名簿携行帰還の件通牒」（昭和20年陸普第2060号）⁽⁵³⁾・「復員留守業務規程」（昭和21年一復第744号）⁽⁵⁴⁾——により、履歴資料の保全あるいは補助資料の整備が図られたからであり、とくに、「戦地における陸軍兵籍」としての役割を果たしていた陸軍戦時名簿を日本本土に持ち帰れたことは、在職年計算の精度に決定的な影響をおよぼすことになった。これまで述べてきたように、軍人恩給受給権の可否を決定する在職年は、実在職年と加算年の合

図2 履歴資料整備の体系図



注：本図で使用されている略称の正式名称はつぎのとおりである。「兵籍」→陸軍兵籍、「戦時名簿」→陸軍戦時名簿、「除解名簿」→除隊召集解除者連名簿
 参照法令：留守業務規程（昭和19年陸軍省第1435号）、帝国陸軍復員要領細則（昭和20年陸軍省第369号）、帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則（昭和20年陸軍省第5908号）、外地部隊留守業務処理要領（昭和20年陸軍省第1880号）、外地部隊の者の戦時名簿携行帰還の件通牒（昭和20年陸軍省第2060号）、復員留守業務規程（昭和21年一復第744号）
 出典：白井正辰「加算を中心とした軍歴証明」『恩給』第4号、1962年1月、15-21頁、茨城県民生部世話課編『茨城県終戦戦史』茨城県、1972年、651-652頁、新潟県民生部援護課編『新潟県終戦戦史の記録』新潟県、1972年、115-116、398-400頁、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい、1997年、14-17、271-272頁、拙稿「シベリア抑留者資料としての身上申告書の制度とその記録機能—第一復員省期・厚生省期・引揚援護期を中心に—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第18号、2017年3月、97-107頁。

恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）計から算出されるが、実在職年の確定に必要な始期（入隊年月日）と終期（除隊年月日）、加算年を付加する際の根拠となる戦地移動経過（出発地・経由地・到着地・国境通過）に関する情報については、陸軍兵籍簿から得る必要がある。しかしながら、日本本土に保管されている陸軍兵籍のうち、外地部隊所属者のものについては、戦況の悪化による通信途絶のため情報更新ができず、記録が不完全なものも少なくない⁽⁵⁵⁾。これに対し、陸軍戦時名簿は外地部隊が戦地等派遣先まで携行して記録作業を行い、終戦後の紆余曲折を経て、日本本土へ持ち帰ることに成功した⁽⁵⁶⁾。この傾向は、支那派遣軍の諸部隊において最も顕著であるとされ⁽⁵⁷⁾、白井は「戦時名簿は、補備資料というより、むしろ兵籍と同価値のものといえることができる。中国で終戦を迎えた部隊は、戦時名簿も部隊資料として携行復員することができたが、当時における先方の特別配慮は、ここにも及んでいた」⁽⁵⁸⁾と述べている。また、大戦末期に陸軍兵籍簿の滅失に備えて記録した留守名簿や⁽⁵⁹⁾、日本本土に上陸した際に作成された除隊召集解除者連名簿⁽⁶⁰⁾も、実在職年の終期（除隊年月日）を確定させるのに有効である。とくに、除隊召集解除者連名簿については、白井は「外地からの復員者については、この名簿により、少くも在職の終期はハッキリこれをおさえることができる」と断言している⁽⁶¹⁾。以上のことから、部隊単位で復員した外地部隊所属者については、陸軍兵籍の記事が未完結であったとしても、陸軍戦時名簿の完結した記事とそれを補強する補助資料（留守名簿・除隊召集解除者連名簿）により、加算年を含む正確な在職年計算が可能になるといえよう。

これと対照的なのが、部隊建制を破壊され、個人単位での復員を余儀なくされた外地部隊所属者の陸軍兵籍簿である。具体的な事例を挙げれば、米軍と交戦し大損害を被った第14方面軍（フィリピン）や、1945年8月のソ連軍侵攻により大規模な損害を出した関東軍（満州）では、諸部隊が壊滅あるいは武装解除されたことから、当然、部隊が携行していた陸軍戦時名簿も失われる結果となった⁽⁶²⁾。そのため、個人単位で復員した外地部隊所属者については、日本本土への帰還時、上陸地において身上申告書を書くことが義務づけられ、これが陸軍戦時名簿の代替資料としての役割を果たすことになった⁽⁶³⁾。ちなみに、この身上申告書について、白井が「本人の申告ではあるが、まだ記憶の新しい当時のものであるから、兵籍補備のためには、有力な参考資料となる」⁽⁶⁴⁾と評している点も興味深い。加えて、補助資料である留守名簿も、陸軍戦時名簿を失った個人単位で復員した外地部隊所属者にとって、陸軍兵籍簿に勝るとも劣らない価値を持つ重要な記録である。なぜなら、白井が「陸軍の全外地部隊につき、少くも、昭和19年中期までは整備、訂正が行われた。すなわち、この名簿によれば、昭和19年中期当時の、いわば履歴の一断面を証明することができる」⁽⁶⁵⁾と記しているように、留守名簿には大戦末期の簡易な軍歴が記録されており、そこから所属部隊名と在隊期間を特定することで、在職年計算が可能となるからである。これまで述べてきた点を整理すると、仮に陸軍戦時名簿を欠い

ていたとしても、陸軍兵籍の途切れた記事を留守名簿で補い、身上申告書の申告内容を厚生省援護局の部隊略歴⁽⁶⁶⁾を用いて裏付けを行うことで、実在職年と加算年を導き出すことは十分可能である。例を示せば、終戦後、将兵数十万人がシベリアに抑留された関東軍（満州・北朝鮮）や第5方面軍（樺太・千島列島）の諸部隊の場合、(a)陸軍兵籍の未完結記事に基づき、始期や可能な限り加算年を付加したのち、(b)留守名簿と身上申告書の記事により、大戦末期―終戦前後―武装解除―シベリア抑留―帰国復員までの軍歴を復元、そこに加算年（「北方地域戦務加算」および「海外抑留加算」）や終期を付加することで、一連の在職年計算を完結させることができるのである。

一方、終戦後の早い段階で、部隊建制を維持したまま、速やかに復員した内地部隊所属者の場合、これまでみてきた外地部隊所属者とは、陸軍兵籍簿の現存状況が大きく異なる。本土防衛のため動員状態にあった内地部隊には、本来であれば、陸軍兵籍・陸軍戦時名簿が完備されていたはずである。しかしながら、終戦直後の混乱の中、陸軍中央から発せられた焼却命令により、航空部隊や船舶部隊を中心に、陸軍兵籍簿の多くが失われたといわれ⁽⁶⁷⁾、また、さきに述べた除隊召集解除者連名簿・身上申告書が、内部部隊所属者については作成されなかったことから⁽⁶⁸⁾、陸軍兵籍簿を欠いている場合、補助資料による軍歴の補強が一切できず、結果として、在職年計算が完全に行き詰まることになるといわざるを得ない。

このように、在職年加算制度を適正に運用するため、欠いてはならない基本的要件とは、在職年計算に必要な始期・終期・加算年を疑義なく確定させるだけの、陸軍兵籍簿や補助資料を取り揃えることにあるといえる。一部の県では、連隊区司令部による大量焼却や戦後の県庁舎火災が原因で、陸軍兵籍簿の現存数量がきわめて少ないため⁽⁶⁹⁾、軍人恩給復活後、恩給請求書進達事務に支障が生じ、数多くの軍人恩給未請求者を出したことはよく知られているところであるが、これも履歴資料整備の重要性を物語る一端といえよう。そのような意味において、白井の「今は死んでいるが、生きていた当時の軍の制度のままに、『徴集され』、『召集され』、『出征し』、その間に『進級もあり』、また『時には受傷病もあり』、これらの個人個人の軍歴というものは、歴史的な事実としてきまってしまっているものであります。その軍歴に恩給法を適用し、恩給権の有無をきめるのが、裁定であります。簡単に申せば、当然のことながら、『履歴は前、恩給は後』となるのであります」⁽⁷⁰⁾という言葉は、戦後における陸軍兵籍簿と恩給請求書進達事務の関係をよく表しているといえよう。

5 おわりに

これまで本稿では、軍人恩給制度の要諦ともいえる在職年加算制度と履歴資料整

恩給官僚・白井正辰と恩給法関連著作——在職年加算制度の変遷と陸軍兵籍簿を原簿とする履歴資料整備を中心に——（近藤）
備との関係について、史料論の立場から議論を進めてきた。そこから明らかになったのは、つぎの2点である。

第一に、恩給法特有の受給資格計算方法である在職年加算制度（第3章）については、戦前由来の加算年（14種類）と加算年に準じた割増年（5種類）からなり、繰り返し恩給法を改正することで、その法的基盤を確立させてきた。ただし、元内閣法制局長官の林修三が述べているように、恩給法の軍人恩給に関する条文は難解・複雑なものが多いとされ、そのことが、在職年加算制度への接近・理解をより困難なものにしている。その点、本稿において、たびたび引用してきた白井の恩給法関連著作は、加算年や割増年の考え方をはじめ、恩給法によって仕組みが整えられた在職年加算制度をわかりやすく解説しており、とくに、白井の代表作である『図説恩給読本』（1965年）は、恩給法解説の名著とされる。

第二に、履歴資料整備（第4章）については、軍人恩給請求書の進達庁である厚生省が担任した行政事務であったが、その実務は、未完結状態の記事が多いとされる陸軍兵籍簿を原簿とする、複雑かつ困難な性質を持つ履歴究明調査作業であった。とりわけ、終戦後に復員した陸軍将兵を、(1)部隊単位で復員した外地部隊所属者、(2)個人単位で復員した外地部隊所属者、(3)内地部隊所属者の三者に分類した場合、それぞれ陸軍兵籍簿の現存状況が大きく異なることから、履歴資料整備にあたっては、補助資料（留守名簿・除隊召集解除者連名簿・身上申告書）を用いた軍歴の補強が必要となる。履歴資料整備の成果物である軍歴証明は、軍人恩給受給権の可否を決定する在職年計算に供されることから、厚生省が担任した履歴資料整備の行政事務は、軍人恩給制度を適正に運用していく上で、きわめて重要な位置づけにあったといえよう。

戦後70年以上を経た今日、わが国の歴史学にとって、陸軍兵籍簿が重要な一次史料であることは改めていうまでもないが、戦前・戦中における歴史資料としての重要性を説くのであれば、戦後において果たした役割、少なくとも、恩給行政資料としての位置づけも明確にしておく必要がある。第4章における陸軍兵籍簿をめぐる一連の整理・検討は、これらの課題にある程度応えられたものと考えている。ただし、陸軍兵籍簿を原簿とした履歴資料整備の体系は、本稿で取り上げた外地・内地部隊所属者の体系以外にも、傷病恩給請求書進達事務に関連した病床日誌（陸軍省医務局系統）の体系や⁽⁷¹⁾、陸軍兵籍簿とは全く異なる、奉職履歴や履歴原表からなる海軍独自の人事記録体系⁽⁷²⁾などが存在する。これら履歴資料整備の整理・検討については、今後の課題としたい。

注

- (1) 高山信武『参謀本部作戦課の大東亜戦争』芙蓉書房出版、2001年。
- (2) 井本熊男「所謂服部グループの回想」『軍事史学』第39巻第4号、2004年3月、74-104頁。
- (3) 伊藤智永『奇をてらわず—陸軍省高級副官 美山要蔵の昭和—』講談社、2009年。
- (4) 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』読売新聞社、1981年。
- (5) 荒敬「服部卓四郎—旧軍エリートの再軍備構想—」吉田裕・小田部雄次・功刀俊洋・荒川章二・荒敬・伊藤悟『敗戦前後—昭和天皇と五人の指導者—』青木書店、1995年、179-217頁所収。
- (6) 白井正辰『図説恩給読本』大蔵省印刷局、1965年。
- (7) 小谷宏三「法制局と恩給局（上）」『恩給』第196号、1994年1月、13頁。
- (8) 林修三「私の恩給とのかかわりあい」『恩給』第82号、1975年1月、20頁。
- (9) 総理府恩給局編『恩給制度史』大蔵省印刷局、1964年。
- (10) 総理府恩給局編『恩給百年』大蔵省印刷局、1975年。
- (11) 高塩純子「恩給制度の概要及びその変遷（1）」『自治研究』第89巻第6号、2013年6月、33-59頁、高塩純子「恩給制度の概要及びその変遷（2・完）」『自治研究』第89巻第7号、2013年7月、39-64頁、高塩純子「恩給制度の概要と変遷（1）」『自治研究』第90巻第11号、2014年11月、79-97頁、高塩純子「恩給制度の概要と変遷（2）」『自治研究』第91巻第2号、2015年2月、59-75頁、高塩純子「恩給制度の概要と変遷（3）」『自治研究』第91巻第7号、2015年7月、79-97頁、高塩純子「恩給制度の概要と変遷（4・完）」『自治研究』第92巻第4号、2016年4月、67-89頁。
- (12) 和田任弘「わが国の旧軍人恩給制度の変遷について（上）—在職年加算制度を中心に—」『レファレンス』第35巻第4号、1985年4月、30-51頁、和田任弘「わが国の旧軍人恩給制度の変遷について（下）—在職年加算制度を中心に—」『レファレンス』第35巻第5号、1985年5月、55-80頁。
- (13) 赤澤史朗「1950年代の軍人恩給問題（1）」『立命館法学』第333・334号、2010年、1461-1492頁、赤澤史朗「1950年代の軍人恩給問題（2・完）」『立命館法学』第341号、2012年、511-552頁。
- (14) 前掲『図説恩給読本』274頁。
- (15) 前掲「恩給制度の概要及びその変遷（2・完）」45頁。
- (16) 前掲「恩給制度の概要と変遷（4・完）」75頁。
- (17) 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい、1997年、214頁。
- (18) 外山操編『陸海軍将官人事総覧』陸軍篇、芙蓉書房、1981年、497頁、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第2版、東京大学出版会、2005年、82頁。
- (19) 佐藤元英・黒沢文貴編『GHQ 歴史課陳述録—終戦史資料（上）—』原書房、2002年、260頁。
- (20) 白井正辰「戦後50年に恩給制度120年を思う」恩給120年の歩み編集委員会編『恩給120年の歩み』総務庁恩給局、1995年、46頁所収。
- (21) 白井正辰「昔の陸軍の制度について（1）—恩給実務セミナーから—」『恩給』第164号、1988年9月、20-21頁。
- (22) 総理府史編纂委員会編『総理府史』内閣総理大臣官房、2000年、356、565-566頁。

- (23) 三井芳文・堀内浩・皆木治平・伊勢谷寿徳・平川幸蔵・白井正辰・菊池二郎「恩給局の業務をめぐって」『恩給』第12号、1963年5月、13頁。
- (24) 前掲『総理府史』356、559頁。
- (25) 前掲『総理府史』589—590頁。
- (26) 三井芳文（総理府恩給局総務課長）は自らの職務について、「私の方は各課業務の配分、実施時期、人員の補充などといった調整で、いわば間接統制役だからね」と述べている。前掲「恩給局の業務をめぐって」17頁。
- (27) 白井正辰「『恩給』誌あれこれ」『恩給』第200号、1994年9月、31頁。
- (28) 前掲「『恩給』誌あれこれ」31頁。
- (29) 前掲「戦後50年に恩給制度120年を思う」46—47頁。
- (30) 前掲「恩給制度の概要及びその変遷（2・完）」63頁の注（29）および前掲「恩給制度の概要と変遷（4・完）」88頁の注（60）を参照。
- (31) 内閣総理大臣池田勇人「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和36年法律第139号）『御署名原本・昭和36年』第5巻（分館—KS・御39565100）、国立公文書館所蔵。
- (32) 前掲『図説恩給読本』274頁。
- (33) 前掲『図説恩給読本』97頁。
- (34) 前掲『図説恩給読本』102頁。
- (35) 白井正辰「文官恩給に算入される軍人加算年」『恩給』第34号、1967年1月、12頁。
- (36) 内閣総理大臣佐藤栄作「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和46年法律第81号）『御署名原本・昭和46年』第4巻（分館—KS・御45186100）、国立公文書館所蔵。
- (37) 前掲『図説恩給読本』98頁。
- (38) 前掲『図説恩給読本』274頁。
- (39) 前掲「わが国の旧軍人恩給制度の変遷について（下）」69—70、79頁、前掲「恩給制度の概要及びその変遷（2・完）」45、47頁、前掲「恩給制度の概要と変遷（4・完）」76—77頁。
- (40) 内閣総理大臣池田勇人「恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（昭和39年法律第151号）『御署名原本・昭和39年』第4巻（分館—KS・御41532100）、国立公文書館所蔵。割増年の詳細（適用期間・適用地域・加算月数）を定めた条文については、つぎの政令を参照。内閣総理大臣池田勇人「恩給法の一部を改正する法律附則第24条第5項の服務期間等及び同法附則第43条の2の外国特殊機関の職員を定める政令」（昭和39年政令第233号）『御署名原本・昭和39年』第9巻（分館—KS・御41799100）、国立公文書館所蔵（南西諸島戦務加算）、内閣総理大臣佐藤栄作「恩給法の一部を改正する法律附則第24条第5項の服務期間等及び同法附則第43条の2の外国特殊機関の職員を定める政令の一部を改正する政令」（昭和40年政令第172号）『御署名原本・昭和40年』第9巻（分館—KS・御42308100）、国立公文書館所蔵（南西諸島戦務加算・北方地域戦務加算）。
- (41) 内閣総理大臣佐藤栄作「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和40年法律第82号）『御署名原本・昭和40年』第4巻（分館—KS・御42061100）、国立公文書館所蔵。
- (42) 内閣総理大臣佐藤栄作「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和45年法律第99号）『御署名原本・昭和45年』第4巻（分館—KS・御44677100）、国立公文書館所蔵。昭和39年法律第151号と同じく、「南西諸島等抑留加算」の適用期間・適用地域・加算月数は政令で定められた。内閣総理大臣佐藤栄作「恩給法の一部を改正する法律附則

- 第24条第7項に規定する地域を定める政令」(昭和45年政令第166号)『御署名原本・昭和45年』第9巻(分館一KS・御44889100)、国立公文書館所蔵。
- (43) 戦後軍人恩給制度の発展過程において重要な役割を演じた調査会・審議会、すなわち、軍人恩給復活への道を開いた恩給法特例審議会(1952年)、地域加算年復活の議論を形成した臨時恩給等調査会(1957年)、職務加算年復活を提言した恩給審議会(1965年)については、総理府恩給局刊行の『恩給制度史』および『恩給百年』の記述を参照されたい。前掲『恩給制度史』260-276、296-318頁、前掲『恩給百年』283-298、336-360、417-459頁。
- (44) 前身は、柴山兼四郎(元陸軍次官)を会長に据えて設立した旧軍人関係恩給復活全国連絡会(1952年)である。軍人恩給復活後、同会は旧軍人関係恩給権擁護全国連合会(1953年)、さらに軍恩連盟全国連合会(1961年)と改組され、会長の松村秀逸(元大本営陸軍部報道部長)を参議院議員に当選させるなど、利益団体としてその勢力を急速に拡大させた。この軍恩連盟全国連合会について、吉田裕(2011年)は「軍恩連などの旧軍人団体は、自民党との癒着を強め、圧力団体としての影響力を格段に強化し〔中略〕郵政・遺族会とならぶ自民党支持団体の『御三家』となっていた」と述べているが、その一方で、木村卓滋(2006年)は「軍恩連の政治手法は、あくまでも国会における多数獲得のみを目指したものであり、必ずしも大衆的な支持を目指したものではなかった〔中略〕このため軍恩連による運動は、恩給制度の改正という点では成功したものの、大衆的な支持を獲得するには至らなかったのである」と評している。木村卓滋「復員—軍人の戦後社会への包摂—」吉田裕編『日本の時代史26 戦後改革と逆コース』吉川弘文館、2004年、104-107頁所収、木村卓滋「軍人たちの戦後—旧軍人集団と戦後日本—」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ＝モーリス＝スズキ・油井大三郎・吉田裕編『岩波講座アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相』岩波書店、2006年、363-371頁所収、吉田裕『戦争の経験を問う 兵士たちの戦後史』岩波書店、2011年、64-65、168-169、223-225頁。
- (45) 前掲「私の恩給とのかかわりあい」20頁。
- (46) 前掲『図説恩給読本』90頁。
- (47) 前掲『図説恩給読本』275頁。
- (48) 陸軍兵籍および陸軍戦時名簿の詳細については、以下の拙稿を参照。拙稿「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿(陸軍兵籍簿)の概観とその由来—陸軍省制定の『留守業務規程』と沖縄戦・終戦前後の混乱が与えた現存への影響—」『沖縄県公文書館研究紀要』第17号、2015年3月、45-57頁、拙稿「北海道内地方世話部の史的展開と北海道保管陸軍兵籍簿の成立—陸軍兵籍簿をめぐる復員行政機構・制度・終戦時の状況・保管数量の側面から—」『史学研究』第294号、2017年1月、26-47頁、拙稿「様式・所管区分の変遷にみる将官兵籍の制度展開と保管数量—京都府・兵庫県・高知県の将官兵籍を中心に—」『史学研究』第298号、2017年12月、57-79頁。
- (49) 白井正辰「加算を中心とした軍歴証明」『恩給』第4号、1962年1月、15頁。
- (50) 厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』厚生省、1977年、46-48、57-59頁、前掲『援護50年史』10-11、14-17頁。
- (51) 陸軍大臣「帝国陸軍(外地部隊)復員実施要領細則」(昭和20年陸密第5908号)前掲『援護50年史』481-482頁。

- (52) 陸軍大臣下村定「外地部隊留守業務処理要領」（昭和20年陸普第1880号）『帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則』（満州—朝鮮—38）、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C13070031200）。
- (53) 陸軍省副官「外地部隊の者の戦時名簿携行帰還の件通牒」（昭和20年陸普第2060号）『陸普綴 昭和20年』（中央—軍事行政法令—270）防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センター C12120626000）。
- (54) 第一復員大臣幣原喜重郎「復員留守業務規程」（昭和21年一復第744号）、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵。
- (55) 前掲『引揚げと援護30年の歩み』458頁、前掲『援護50年史』274頁。
- (56) 前掲「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来」54—55頁、前掲「北海道内地方世話部の史的展開と北海道保管陸軍兵籍簿の成立」38頁。
- (57) 茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』茨城県、1972年、651頁。
- (58) 前掲「加算を中心とした軍歴証明」20頁。
- (59) 大戦末期の1944年11月に制定された留守名簿は、「留守業務規程」（昭和19年陸普第1435号）を根拠規定とし、(a)編入年月日、(b)前所属およびその編入年月日、(c)本籍、(d)留守担当者の住所・続柄・氏名、(e)徴集年・任官年、(f)役種・兵種・官等（等給・級俸・月給額）とその発令年月日、(g)本人氏名と生年月日、(h)留守宅渡の有無、(i)留守名簿の補修年月日を記録する機能を備えていた。陸軍大臣杉山元「留守業務規程」（昭和19年陸普第1435号）、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵、前掲「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来」49—52頁、仲本和彦「沖縄戦に関する新資料の紹介—援護業務関係文書を中心に—」『沖縄県公文書館研究紀要』第18号、2016年3月、12頁。
- (60) 除隊召集解除者連名簿は、(a)除隊召集解除年月日、(b)除隊召集解除場所、(c)本籍、(d)役種、(e)兵種、(f)官等級、(g)留守担当者の住所・続柄・氏名、(h)本人氏名の各記入欄からなり、1945年9月23日、「外地部隊留守業務処理要領」によって運用が開始されている。1945年11月末の陸軍省解体後も、第一復員省・復員庁・引揚援護庁の下で運用され続け、留守名簿と並び、戦後における主要な復員人事記録となった。前掲「外地部隊留守業務処理要領」（第4号・様式第5）、前掲「復員留守業務規程」（第30条・様式第10）、引揚援護庁長官宮崎太一「復員業務規程」（昭和26年引揚援護庁訓第1号）、厚生労働省社会・援護局援護・業務課調査資料室所蔵（第11条第8号・附表第4）。
- (61) 前掲「加算を中心とした軍歴証明」20頁。
- (62) 前掲『茨城県終戦処理史』651頁、前掲『引揚げと援護30年の歩み』57、59—60頁、前掲『援護50年史』15、17頁。
- (63) 拙稿「シベリア抑留者資料としての身上申告書の制度とその記録機能—第一復員省期・厚生省期・引揚援護庁期を中心に—」『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第18号、2017年3月、98頁。
- (64) 前掲「加算を中心とした軍歴証明」20頁。
- (65) 前掲「加算を中心とした軍歴証明」20頁。
- (66) 昭和36年法律第139号により加算年が復活すると、1961年12月、履歴資料整備を担任する厚生省援護局は、15種類（13方面別・2軍種別）の部隊略歴を編集・印刷し、

履歴資料整備の実務を担う都道府県援護行政部局に配布した。厚生省援護局が部隊略歴を作成した目的については、その序文に「本書は恩給法の一部改正による地域加算実施に伴う個人の履歴究明の補助資料とするため厚生省保管の部隊資料および都道府県保管の兵籍戦時名簿等を根拠として調製した」と明記されている。また、部隊略歴の内容については、終戦時の在外部隊を基準に、1941年以降の部隊行動（移動経過や従事作戦名）を詳細に記述することで、在職年計算に資するよう工夫が施されていた。ちなみに、1961年12月の配布以降、部隊略歴の続刊（1963年3月）や追録（1962年3月－1968年3月）が相次いで編集・印刷され、最終的に、17種類（15方面別・2軍種別）・追録5回を揃える規模となった。厚生省援護局編『北支那方面部隊略歴』全3冊、厚生省、1961年、厚生省援護局編『中支那方面部隊略歴』全5冊、厚生省、1961年、厚生省援護局編『南支那方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『ビルマ方面部隊略歴』全2冊、厚生省、1961年、厚生省援護局編『タイ・仏印方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『比島方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『東部ニューギニア方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『西部ニューギニア方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『マライ・ボルネオ方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『インドネシア方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『中部太平洋方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『沖縄方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『台湾方面部隊略歴』厚生省、1961年、厚生省援護局編『陸軍航空部隊略歴』全6冊、厚生省、1961年、厚生省援護局編『陸軍船舶部隊略歴』全4冊、厚生省、1961年、厚生省援護局編『南方・台湾方面陸上部隊略歴（第1回追録）』厚生省、1962年、厚生省援護局編『朝鮮（南鮮）方面陸上部隊略歴』厚生省、1963年、厚生省援護局編『南方・支那・台湾方面陸上部隊略歴（第2回追録）』厚生省、1963年、厚生省援護局編『陸軍北方部隊略歴』全7冊、厚生省、1963年、厚生省援護局編『南方・支那・台湾・朝鮮（南鮮）方面陸上部隊略歴（第3回追録）』厚生省、1964年、厚生省援護局編『南方・支那・台湾・朝鮮（南鮮）方面陸上部隊略歴（第4回追録）』厚生省、1966年、厚生省援護局編『南方・朝鮮（南鮮）方面陸上部隊略歴（第5回追録）』厚生省、1968年。

- (67) 前掲『茨城県終戦処理史』651頁。
- (68) 「〔外地部隊の〕各部隊長は自隊の復員完結1週間以内に〔中略〕除隊召集解除者名簿に在りては本籍地連隊区司令部に提出するものとす」あるいは「帰還軍人、軍属をして上陸地に於て左の書類を自ら〔中略〕調製提出せしむ。身上申告書（様式第2）1通、戦時名簿を携行しある者に付ては之を要せず」と明記されていることからわかるように、これらの補助資料は制度設計当初から、外地部隊所属者のみを作成対象としていた。前掲「外地部隊留守業務処理要領」（第4号）、前掲「復員留守業務規程」（第11条第1号）。
- (69) 具体的に述べると、終戦時、東京師管区の3連隊区司令部（東京・浦和・横浜）、名古屋師管区の2連隊区司令部（名古屋・静岡）、中国軍管区の岡山連隊区司令部、熊本師管区の4連隊区司令部（熊本・大分・宮崎・鹿児島）において、陸軍兵籍簿の大量焼却が行われた。一方、1950年代に相次いだ県庁舎火災では、宮城県（1951年）・島根県（1956年）・秋田県（1957年）の3県で、陸軍兵籍簿のほとんどを焼失している。拙稿「終戦前後における陸軍兵籍簿滅失の原因とその類型化—連隊区司

令部における陸軍兵籍簿の大量焼却のケースを中心に一』『立命館平和研究—立命館大学国際平和ミュージアム紀要—』第17号、2016年3月、58—62頁。

- (70) 前掲「昔の陸軍の制度について（1）」22頁。
- (71) 陸軍将兵が従軍中に受傷・罹病した場合、当該事実を陸軍兵籍簿に記載するとともに、傷病恩給の受給権審査に資するため、軍医将校を作成責任者とする事実証明書・病歴書・病床日誌が整備された。このうち、病床日誌については、精神医学分野（戦争神経症）を中心にその実態解明が急速に進んでおり、それに付随して、史料論からの知見も相当程度蓄積されている。清水寛（2006年）によれば、病床日誌はB5判サイズの用紙で、上下二段の書式、多数の添付書類（事実証明書・恩給診断書・身上調査など）から構成され、分量は患者1人につき平均20—30枚（多い場合は50—60枚）になるとしている。なお、病床日誌の現物（ファクシミリ）については、浅井利勇の著書（1993年）および清水寛の資料集（2007年）を参照されたい。浅井利勇『うずもれた大戦の犠牲者—国府台陸軍病院・精神科の貴重な病歴分析と資料—』国府台陸軍病院精神科病歴分析資料・文献論集記念刊行委員会、1993年、96—104頁、清水寛『日本帝国陸軍と精神障害兵士』不二出版、2006年、108—109頁、清水寛編『15年戦争極秘資料集補巻28 資料集成・戦争と障害者（「病床日誌」知的障害編Ⅰ）』第1冊、不二出版、2007年、1—294頁、中村江里「総力戦と日本の軍事精神医療—新発田陸軍病院入院患者の事例を中心に—』『年報・日本現代史—日中戦争開戦80年—』第22号、2017年6月、139—174頁。
- (72) 海軍公式の軍用履歴書であるこれらの人事記録は、戦前・戦中は海軍省と各鎮守府に保管されていたが、戦後、海軍が解体されると、残務処理のため設置された第二復員省と各地方復員局に移管、最終的には、旧海軍系復員官庁を吸収した厚生省が引き継ぎ今日に至っている。陸軍兵籍簿と大きく異なるのは、階級区分による様式の差別化で、奉職履歴は士官以上、履歴原表は特務士官・准士官・下士官・兵をそれぞれ対象としていた。ちなみに、履歴原表の現存状況について、白井は「海軍における履歴原表は、終始、鎮守府の人事部に保管され、移動しない仕組であったから、現在も殆ど完全に残っている」と述べている。前掲「加算を中心とした軍歴証明」17頁、新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』新潟県、1972年、397頁、群馬県県民生活部世話課編『群馬県復員援護史』群馬県、1974年、761—762頁、前掲『引揚げと援護30年の歩み』448頁、前掲『援護50年史』272頁。

（厚生労働行政（援護行政）研究家）